

立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）
の公布による。

立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

	改正後	改正前
目次	目次	目次
第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等（第4条・第5条）	第1節 基本方針等（第4条・第5条）	第1節 基本方針等（第4条・第5条）
第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）	第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）	第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
第3節 設備に関する基準（第8条）	第3節 設備に関する基準（第8条）	第3節 設備に関する基準（第8条）
第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）	第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）	第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等（第45条・第46条）	第1節 基本方針等（第45条・第46条）	第1節 基本方針等（第45条・第46条）
第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）	第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）	第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）
第3節 設備に関する基準（第49条）	第3節 設備に関する基準（第49条）	第3節 設備に関する基準（第49条）
第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）	第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）	第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針（第60条）	第1節 基本方針（第60条）	第1節 基本方針（第60条）
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条～第63条）	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条～第63条）	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護（第61条～第63条）
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条～第66条）	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条～第66条）	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条～第66条）

第3章 運営に関する基準(第67条～第80条)	第3節 運営に関する基準(第67条～第80条)
第5章 小規模多機能型居宅介護	第5章 小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針(第81条)	第1節 基本方針(第81条)
第2節 人員に関する基準(第82条～第84条)	第2節 人員に関する基準(第82条～第84条)
第3節 設備に関する基準(第85条・第86条)	第3節 設備に関する基準(第85条・第86条)
第4節 運営に関する基準(第87条～第108条)	第4節 運営に関する基準(第87条～第108条)
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針(第109条)	第1節 基本方針(第109条)
第2節 人員に関する基準(第110条～第112条)	第2節 人員に関する基準(第110条～第112条)
第3節 設備に関する基準(第113条)	第3節 設備に関する基準(第113条)
第4節 運営に関する基準(第114条～第128条)	第4節 運営に関する基準(第114条～第128条)
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針(第129条)	第1節 基本方針(第129条)
第2節 人員に関する基準(第130条・第131条)	第2節 人員に関する基準(第130条・第131条)
第3節 設備に関する基準(第132条)	第3節 設備に関する基準(第132条)
第4節 運営に関する基準(第133条～第149条)	第4節 運営に関する基準(第133条～第149条)
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第1節 基本方針(第150条)	第1節 基本方針(第150条)
第2節 人員に関する基準(第151条)	第2節 人員に関する基準(第151条)
第3節 設備に関する基準(第152条)	第3節 設備に関する基準(第152条)
第4節 運営に関する基準(第153条～第177条)	第4節 運営に関する基準(第153条～第177条)
第5節 エニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 エニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第179条)	第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第179条)
第2款 設備に関する基準(第180条)	第2款 設備に関する基準(第180条)
第3款 運営に関する基準(第181条～189条)	第3款 運営に関する基準(第181条～189条)

<p>第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第 1 節 基本方針（第 190 条）</p> <p>第 2 節 人員に関する基準（第 191 条～第 193 条）</p> <p>第 3 節 設備に関する基準（第 194 条・第 195 条）</p> <p>第 4 節 運営に関する基準（第 196 条～第 202 条）</p> <p>第 10 章 雜則（第 203 条）</p> <p>附則</p>	<p>第 9 章 條合型サービス</p> <p>第 1 節 基本方針（第 190 条）</p> <p>第 2 節 人員に関する基準（第 191 条～第 193 条）</p> <p>第 3 節 設備に関する基準（第 194 条・第 195 条）</p> <p>第 4 節 運営に関する基準（第 196 条～第 202 条）</p> <p>第 10 章 雜則（第 203 条）</p> <p>附則</p>	<p>(定期巡回・随时対応型訪問介護従業者の員数)</p> <p>第 6 条</p> <p>……略……</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第 1 項第 4 号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「<u>指定介護予防サービス等基準</u>」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に 3 年以上從事した経験を有する者をもつて充てができる。</p> <p>3 及び 4</p> <p>……略……</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいざれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から掲げるいざれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から</p>
		<p>3 及び 4</p> <p>……略……</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいざれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から掲げるいざれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から</p>
		<p>3 及び 4</p> <p>……略……</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいざれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から掲げるいざれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から</p>
		<p>3 及び 4</p> <p>……略……</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいざれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から掲げるいざれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかるらず、午後 6 時から</p>

から午前8時までの間ににおいて、当該施設等の職員をオペレーターとして充てができる。	(1)～(4) ……略……	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)	(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)	(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)	(8) 指定複合型サービス事業所(第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)	(9)～(11) ……略……	6～12 ……略……	(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)	第23条 ……略……	2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	(勤務体制の確保等)	第32条 ……略……	2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨
---	---------------	--	--	--	--	----------------	------------	-----------------------------	------------	---	------------	------------	-----------------------------------

時対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者によつて指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」といふ。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認められる範囲内において、定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 及び4

……略……

3 及び4

……略……

時対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」といふ。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができると認められる範囲内において、定期巡回サービス、定期巡回サービス又は隨時対応サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」といふ。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

(設備及び備品等)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機械第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機械

能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならぬ。

2 及び 3

……略……

4 前項ただし番の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしていくものとみなすことができる。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をい

能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

……略……

2 及び 3

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

う。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定介護予防サーサー（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

卷之三

卷之三

(事故発生時の対応)

- 第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定期間

認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行ふとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設

型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第79条 ……略……

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 ……略……
2～5 ……略……

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいづれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項において、前各項に定める人員に関する基

(記録の整備)

第79条 ……略……

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 次条において適用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第40条、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と「定期巡回・随時対応型訪問介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 ……略……
2～5 ……略……

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいづれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項において、前各項に定める人員に関する基

げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいざれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有するものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいざれかがある場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいざれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多

準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多

機能型指定看護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをい。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行わわれると認められるとときは、1人以上とすることができる。

第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(第 191 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置くことができる。

（） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サークル計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に事務から従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができます。

の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められることは、1人以上どすることができる。

第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第 191 条第 1 項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

0 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項目号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受け、一体的な運営を行っている場合には、これらのことと同様に従事することができるものとする。

2

……略……

3 前 2 項の管理者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者

(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の從業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 2 項、第 112 条、第 192 条第 2 項及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

(管理者)

第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらのことと同様に従事することができるものとする。

……略……

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の從業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 2 項、第 112 条、第 192 条第 2 項及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を 29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる範囲において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の 100 分の 50 から 15 人（登録定員が 25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	<u>16人</u>
28人	<u>17人</u>
29人	<u>18人</u>

(2)略.....
(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第 91 条略.....

(登録定員及び利用定員)

第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を 25人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる範囲において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の 100 分の 50 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

(2)略.....
(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第 91 条略.....

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第82条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">(従業者の員数)</td> <td style="text-align: center;">第110条</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2及び3</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> </table> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>5及び6</p> <p>7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を</p>	(従業者の員数)	第110条	……略……		2及び3	……略……
(従業者の員数)	第110条	……略……					
	2及び3	……略……					

員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かなければできるものとする。

8～10

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他の地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障

図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かぬことができるものとする。

8～10

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

……略……

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

……略……

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障

		障がない場合は、この限りでない。
(従業者の員数)		
第130条	……略……	(従業者の員数)
2～8	……略……	第130条
9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規 模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。		
10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとが 能である。	9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規 模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。	10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとが 能である。
(管理者)		(管理者)
第131条		第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しく

は併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第135条 削除

は併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービ
ス事業所の職務に従事することができるものとする。
指定地域密着型特定施設において指定地
域密着型特定施設（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）
を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定
地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提
供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明
し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第148条

……略……

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指
定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げ
る記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1)～(8) ……略……

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

(従業者の員数)

第151条

……略……

2及び3

……略……

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設
を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人
福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設で
ある指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17
項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、
介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する
指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師につい

支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。（以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとができる。

5～7

……略……

5～7

……略……

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかるわらばず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かなければならぬこととする。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 及び(3)

……略……

9～11

……略……

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防サーサービス等の事業のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとができる。

では、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとができる。

る。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかるわらばず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるとときは、これを置かなければならぬこととする。

(1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 及び(3)

……略……

……略……

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるとときは、これを置かないとができる。

では、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるとときは、これを置かなければならないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業所が併設される場合には、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければできる。	<p>14.略.....</p> <p>15. 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われるときには、これを置かないと認められる。</p> <p>16. 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条</p>
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護の事業を行う事業所若しくは指定地城密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行いう事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われるときには、これを置かなければできる。	<p>14.略.....</p> <p>15. 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われるときには、これを置かないと認められる。</p> <p>16. 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条</p>

条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(6) ……略……

(7) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

- (8)～(10) ……略……
2 ……略……

(記録の整備)

城密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(6) ……略……

(7) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

- (8)～(10) ……略……
2 ……略……

(記録の整備)

<p>第176条</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(設備)</p> <p>第180条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(設備)</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとして、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)及び(5)</p> <p>(6)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>
--	--	--	---

81 条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

(従業者の員数等)

第191条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防基準条例第44条第7項に規定する指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。）の登録者（以下この章において同一。）の提供において行う指定複合型サービス（以下この章において同一。）を含む。）を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

……略

……略

2

3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

……略

……略

5

6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させ行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘察し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するためには、第1項の規定にかかるわらす、夜間及び連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかるわらす、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かなければできないことができる。

……略

……略

6

7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていると

7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス從

	業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
(1)～(4)	……略……
8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	(1)～(4) ……略……
8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら從事する介護支援専門員は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
9	……略……
9 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	9 指定複合型サービス事業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
10 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	10 指定複合型サービス事業者（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者と同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているものとみ定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしていいるものとみなされしているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)	(管理者)
第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場	第192条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場

能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事するものとする。

2

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者である者の介護に従事する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

……略……

……略……

2 (指定複合型サービス事業者の代表者)

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。
（1） 通いサービス 登録定員の100分の50から15人まで

合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事するものとする。

……略……

……略……

2 (指定複合型サービス事業者の代表者)

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次の各号に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。
（1） 通いサービス 登録定員が25

人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2)

(設備、備品等)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)

ア

……略……

イ

一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4 平方メートル以上とすることができます。

ウ及びエ

……略……

ア

イ

一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4 平方メートル以上とすることができます。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ア

イ

ウ及びエ

……略……

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

ア

イ

ウ及びエ

……略……

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や

ア

イ

ウ及びエ

……略……

機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようしならなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるとところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行うものとする。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居

地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようしなければならない。

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第196条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的な取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次の各号に掲げるとところによるものとする。

(1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 指定複合型サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれを役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならぬよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たつて

宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用している日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10) 及び(11) ……略……

は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定複合型サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。

(8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用している日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(9) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

……略……

(10) 及び(11)

(主治の医師との関係)

(主治の医師との関係)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもつて代えができる。

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師等)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に担当させることとする。

2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されることにより、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

第198条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合には、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもつて代えができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師等)に複合型サービス報告書の作成に担当させることとする。

2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されることにより、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第200条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に利用者に病状の急変が生

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第200条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合

<p>じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。</p>	<p>は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 201 条 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p>
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護従業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなればならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 及び(4) ……略……</p> <p>(5) 第 199 条第 9 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6)～(10) ……略……</p>	<p>2 指定複合型サービス従業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 複合型サービス計画</p> <p>(3) 及び(4) ……略……</p> <p>(5) 第 199 条第 9 項に規定する複合型サービス報告書</p> <p>(6)～(10) ……略……</p>
<p>(準用)</p> <p>第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 44 条、第 72 条、第 74 条、第 77 条、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条及び第 100 条から第 106 条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 34 条及び第 35 条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第</p>	<p>第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 44 条、第 72 条、第 74 条、第 77 条、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条及び第 100 条から第 106 条までの規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第 34 条及び第 35 条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあり、第</p>

護従業者」とあり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条、第97条、第100条第2号及び第102条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。